別紙様式第十一号記載上の注意に次のように加える。

8　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号中「印」を削り、同様式の「氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号３記載上の注意１中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式の「代　表　者　　氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５第１項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号１記載上の注意中「協同組合による金融事業に関する法律(以下「法」という。)」を「法」に改める。

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

4　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５の10第１項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式の「氏　　名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５の10第１項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号３(1)記載上の注意１中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５の10第１項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号３(1)記載上の注意１中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十八号記載上の注意に次のように加える。

8　協同組合による金融事業に関する法律第６条の５の10第１項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二十七号ロ中「第十項」を「第十一項」に、同条第三項中「第五項」を「第六項」に、同条第三項第一号ニ、第三号ニ及び第四号ホ中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する書面に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（氏名の記載）

第四条の七　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第二十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」を削る。

第四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第四号の二様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(3)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第四号の三様式記載上の注意(2)ａ中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

第四号の四様式記載上の注意(2)ａ中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)」を削り、同記載上の注意(3)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。)」を削る。

第五号の二様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。